

静岡市火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 条例等の案の題名

静岡市火災予防条例の一部改正（案）

2 今回の条例改正の根拠となる法令の条項

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）第 5 条

3 改正の趣旨

法第 9 条及び政令第 5 条の規定により、火を使用する設備や器具等に関する火災の予防のために必要な事項は政令及び総務省令で定める基準に従い条例で定めることとなっている。

その従うべき基準である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「省令」という。）の一部改正省令が令和 2 年 8 月 27 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日に施行されることとなった。

今回の省令の改正は、令和元年度「全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）における検討を踏まえ、急速充電設備の対象について、全出力の上限を 200 kW まで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前から規制の対象とされていた急速充電設備（全出力 50kW 以下）についても、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととした。

4 条例等の案の内容（改正の内容）

(1) 従うべき基準とは、法令に必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないことから、法第 9 条及び政令第 5 条の規定により従うべき基準である省令のとおり静岡市火災予防条例の一部改正を行う。

ア 急速充電設備の対象について、全出力の上限を 50kW から 200kW までに拡大する。

イ 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目について改正する。

(2) (1) により措置の対象として拡大された全出力 50kW を超え 200kW までの急速充電設備について火災のおそれのある設備として消防署長へ設置の届出を義務付ける。

(3) その他所要の改正を行う。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 3 年 4 月 1 日